

函館市監査公表第21号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

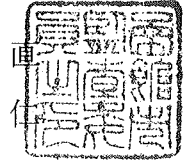
平成28年5月27日

函館市監査委員 山 田 潤

函館市監査委員 植 松

函館市監査委員 吉 田 崇

函館市監査委員 阿 部 善

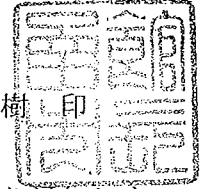


函 南 地  
平成28年5月20日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工藤 壽樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	南茅部支所		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（ ）		
監査等実施期間	平成27年10月5日～平成27年12月25日	講評日	平成28年1月6日
調査対象事項名	南茅部地域福祉バス運行業務委託契約について		
指摘事項、意見・要望事項			
(2) 個別的事項			
ア 契約事務について			
(ア) 意見			
委託料の算出にあたっては、委託契約書別記の運行業務処理要領において「管理者の指示に基づき休憩した場合、1時間を限度として運行時間から控除する。」としているが、管理者の指示とはどのような場合を想定しているかの明記がなく曖昧であることから、明文化するなど整理が必要であると思料する。			
措置内容、対応・考え方			
○ 「管理者の指示に基づく休憩」については、運行業務処理要領に「委託者または受託者の管理する敷地において休憩した場合、1時間を限度として運行時間から控除する。」と控除要件を明確に規定し、平成28年4月1日付の新年度契約から適用し、契約を締結しております。			